

罹災証明書発行の桀

令和 6 年 1 月

東京都行政書士会国分寺支部

1. 罹災証明書の発行

火災の場合は消防署に、自然災害の場合は自治体に罹災証明書の発行の申請を行います。申請には身分証明書や被害状況が分かる写真、印鑑、本人以外の場合は委任状が必要となります。窓口での申請以外に、郵送や電子申請サービスでの申請を受け付けている場合もあります。可能であれば事前に必要となるものおよび申請方法について消防署や自治体に尋ねておくとい良いでしょう。

罹災証明書は、各種被災者支援策の適用の判断材料として幅広く活用されています。例えば、各種被災者支援策の給付、被災者生活再建支援金、義援金等の資料になり、また融資、(独)住宅金融支援機構融資、災害援護資金申請の際の補強証拠でもあります。加えて、税、保険料、公共料金等さまざまな減免・猶予措置の資料としても活用できます。場合によって現物給付を受けることもあり、災害救助法に基づく応急仮設住宅の供与、住宅の応急修理制度等の恩恵に浴することも可能です。

市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があつたときは、遅滞なく、住家の被害その他当該市町村長が定める種類の被害の状況を調査し、当該災害による被害の程度を証明する書面（次項において「罹災証明書」という。）を交付しなければならない。（災害対策基本法 90 条の 2 第 1 項）

2. 被害認定調査

被害認定調査は、自然災害で内閣府の定める「災害の被害認定基準」等に基づき、4段階の「被害の程度」を認定する調査です。この調査は強制ではないですが、この際に罹災証明書を出してもらうので、それが被災者生活再建支援金の判断される基準になります。被害割合が 50%以上で住居全体が損壊、焼失、流出し、修理しても住めない状態の「全壊」、被害割合が 40%以上 50%未満で住居の一部が損壊、焼失、流出したが、補修をしても住めない状態の「大規模半壊」、損害割合は 20~40%未満。

住居の一部が損壊、焼失、流出したが、修理をすれば住むことができる状態の「半壊」、損害割合が 20%未満で住居の一部が損害を受けたが、損害内容が軽微で「半壊」に至らな

い程度で補修できる状態の場合は「半壊にいたらない」の4種類に支援の内容が分類されています。

3. 罹災証明書の発行者

罹災証明書の発行申請は被災した住家の居住者または所有者が行うことになっています。第三者が代理人として申請する場合は委任状が必要です。被災者と同一世帯の方や三親等以内の親族、法定代理人などによる申請は委任状が不要な自治体も多いですが、その場合は戸籍謄本や住民票など被災者との関係が分かる書類が必要です。

4. 認定調査の実際

認定調査は、第1次調査が外観の損傷がどの程度かを見て判断し、住宅が傾いているかを計測し、屋根、外壁、基礎の損傷の程度を把握します。

第2次調査は、第1次調査を実施した住宅の被災者から申請があった場合にのみ実施されます。第2次調査は、第1次調査と同じ調査を被災者の立会いのもとで住宅内部に立ち入り、目で見て内壁、天井、床、柱、建具、設備の損傷の判断をします。

【参考：住家の被害の程度に応じた被災者支援措置】

	被災者生活 再建支援金	災害復興 住宅融資	税・社会保険料・ 放送受信料の減免	災害救助法 の応急修理
全壊	○	○	○	(○)
大規模半壊	○	○	○	○
半壊	(○)	○	○	○

5. 罹災証明書の申請に必要なもの

- ・被災証明書または被災届出証明書等
- ・罹災証明書等交付申請書

- ・ 本人が確認できる書類（マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証等）
- ・ 被害の状況が確認できる写真等（自己判定方式の場合）
- ・ 判定が必要な家屋の位置図
- ・ 代理人が申請する場合は、委任状

マイナンバーカードを利用して、マイナポータルからオンラインで罹災証明書の発行を申請できます。申請のために役所を訪問することなく、待たずに申請できます。また、各自治体のシステムを通じて、オンラインで申請することが可能です（令和6年能登半島地震に際して、デジタル庁より）。

6. 罹災証明書の交付枚数

罹災証明書は、被災者生活再建支援金等の様々な被災者支援策の適用を判断する基礎的資料として活用されていることから、被災者によっては複数枚必要となる場合があります。そのため、申請があれば複数枚の交付（原本の交付枚数を1枚とし、被災者が複数枚の交付を求める場合には、原本証明を行うことで対応することを含む。）を認めるよう対応します（「罹災証明書の交付に係る運用について」（令和2年3月30日付け事務連絡内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（事業推進担当）通知））。

災害の被害認定基準（R3.6.24 付府政防第 670 号内閣府政策統括官(防災担当)通知）

- ・市町村が災害により被害を受けた住家の被害認定を迅速かつ的確に実施できるよう、地震・水害・風害等の災害ごとに住家の経済的被害の標準的な調査方法を定めたもの
- ・固定資産評価を参考に、原則として、部位（基礎、柱等）別の損害割合を算出し、それらを合計して住家全体の損害割合を算出して判定

区分	被害の程度
全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの。すなわち、住家の全部が倒壊、流失、埋没若しくは焼失をしたもの又は住家の損壊が甚だしく、補修により元どおりに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、流失、埋没若しくは焼失をした部分の床面積（以下「損壊部分」といいます。）がその住家の延床面積の 70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のもの
大規模半壊	半壊であって、構造耐力上主要な部分（建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 1 条第 3 号に規定する構造耐力上主要な部分をいいます。）の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住家に居住することが困難であると認められるもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 50%以上 70%未満のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 40%以上 50%未満のもの
中規模半壊	半壊であって、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住家に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 30%以上 50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 30%以上 40%未満のもの
半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの。すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 20%以上 30%未満のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 30%未満のもの
準半壊	住家の半壊に準ずる程度の破損で、補修を必要とする程度のもの（ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。）のうち、損壊部分がその住家の延床面積の 10%以上 20%未満のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 10%以上 20%未満のもの

詳細は、<https://www.bousai.go.jp/taisaku/unyou.html> を参照。

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 90 条の 2(罹災証明書の交付)第 1 項の規定に基づく 罹災証明書の交付及び被災届出受理証の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 災害対策基本法第 2 条(定義)第 1 号に規定する災害をいう。
- (2) 罹災証明 災害による住家の被害の状況に関する証明をいう。
- (3) 受理証明 災害を受けた旨の届出を受けたことに関する証明をいう。
- (4) 全壊等 全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊及び一部損壊をいう。
- (5) 全壊 災害の被害認定基準について(平成 13 年 6 月 28 日付け府政防第 518 号内閣府政策統括官(防災担当)通知。以下「認定基準」という。)に規定する住家全壊をいう。
- (6) 大規模半壊 認定基準に規定する大規模半壊をいう。
- (7) 中規模半壊 認定基準に規定する中規模半壊をいう。
- (8) 半壊 認定基準に規定する半壊をいう。
- (9) 準半壊 認定基準に規定する準半壊をいう。
- (10) 一部損壊 準半壊に至らない損壊をいう。

(証明)

第 3 条 市長は、市内で発生した災害について、次に掲げる証明(以下「証明」という。)を行う。

- (1) 罹災証明
- (2) 受理証明

(証明の要件)

第 4 条 罹災証明は、市内で発生した災害による住家の被害に係る状況について、全壊等であることが確認することができる場合に行うものとする。

2 受理証明は、受理証明の求めがあった場合に行うものとする。ただし、証明をすることが不適當であると市長が認めるときは、この限りでない。

(罹災証明の対象者)

第 5 条 罹災証明を受けることができる者は、住家の所有者、居住者その他市長が必要と認める者とする。

(証明の申請)

第6条 証明を受けようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類に市長が必要と認める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 罹災証明 罹災証明書交付申請書(様式第1号)
- (2) 受理証明 被災届兼被災届出受理証交付申請書(様式第2号)

2 罹災証明に係る申請は、災害の発生した日後1年以内に行わなければならない。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

(罹災証明に係る現地調査)

第7条 市長は、前条第1項の規定により罹災証明の申請を受けたときは、当該申請に係る住家について現地調査を行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、当該申請をした者の同意を得て、当該現地調査を行わないこととすることができる。

- (1) 当該申請に係る住家の被害の状況が一部損壊に該当することについて、申請した者自らが認めるとき。
- (2) 当該申請に係る住家の被害の状況が一部損壊に該当することについて、写真その他被害の状況を示す書類等から明らかであるとき。

(証明書の交付)

第8条 市長は、第6条第1項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、当該申請に係る証明を行うときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類により、当該申請をした者に対し、当該証明に係る書類を交付する。

- (1) 罹災証明 罹災証明書(様式第3号)
- (2) 受理証明 被災届出受理証(様式第4号)

(手数料)

第9条 罹災証明書の交付に係る手数料は、国分寺市事務手数料条例(昭和34年条例第11号)第7条(免除)第4項の規定により無料とする。

2 被災届出受理証の交付に係る手数料は、無料とする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、決裁の日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱施行の際、現に請求又は交付されたり災証明書、被災証明書及び被害届出証明書は、この

要綱の規定により請求又は交付されたものとみなす。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 24 年 7 月 9 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、改正前の国分寺市り災証明書等交付要綱の様式で、現に用紙が残存しているものに限り、必要な訂正を加えて、これを使用することができる。

附則

この要綱は、決裁の日から施行する。

第3号様式（第5条関係）

罹災証明書等交付願

令和●●年●●月●●日

罹災物件を確認できる写真を一緒に提出して下さい。

（写真で罹災状況を確認します）

（あて先）市原市長

※“物件の全景”と“罹災箇所”の写真が必要です。

〒 ●●●-●●●●

申請者住所 市原市国分寺台中央1-1-1

氏名 市原 太郎

電話 0436-22-1111

罹災日時	令和●●年●●月●●日 ●●時●●分ごろ	
災害種別	台風●●号	
申請者区分	居住者・所有者・その他（ ）	
罹災場所	市原市国分寺台中央1-1-1 被害を受けた住所を記入する	
証明を要する事項	(住家) 屋根の破損 雨どいの破損 証明をしてほしい内容を記入 ※居住者の方のみ記入してください	(左記以外) 物置の破損 フェンスの破損

※送付先変更の場合の住所

〒

送付先住所

氏名

電話番号

お住まいの場所が異なる場合は、郵便の送付先を記入願います。

罹災証明書発行の栞

2024 年 1 月 29 日

著 者 金原洋一

発行者 金原洋一

発行所 株式会社プリントショップ国分寺

〒185-0021 東京都国分寺市南町 2 丁目 10-8

TEL : 042-327-4311、FAX: 042-327-4123

<https://soh.sci-kokubunji.jp/psk>